

平成31年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定要領

平成31年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者の選定にあたっては、業務受託応募者から提出された書類の審査（以下、「書類審査」という。）及び「静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等受託者選定部会」（以下、「選定部会」という。）の審査結果により、受託者を選定する。

1 書類審査

(1) 審査方法

募集要項に規定する応募資格、欠格事項、応募書類について、書類審査表（別紙1）に従い、事務局（静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課）において審査する。

(2) 審査基準

応募資格の全てに該当し、かつ欠格事項の全てに該当しない応募者について、応募書類がすべて揃い、各書類の記載事項に漏れがない場合、書類審査通過とする。

(3) 通知

審査結果は、全ての応募者に電子メール及び文書で通知する。

2 選定部会による審査

(1) 日時及び場所

- ・平成31年3月13日（水）14:00～
- ・静岡県中部県民生活センター会議室

(2) 審査の方法

応募者による提案内容説明（20分間）を行った後、質疑（15分間）を行う。

※応募者による追加の説明資料の持込、スライド等を用いた映像によるプレゼンテーションを可とする。

(3) 項目及び評点

別紙2の審査表により各委員が審査する。

なお、選定部会の委員に応募者の提案内容との関係性が見受けられる場合は、当該委員はその応募者が含まれるセンターの審査に加わらないこととする。

(4) 選定部会における受託候補者の決定

ア 委員は、センター別に得点の高い順に応募者の順位付けをする。

イ センター別に各委員の順位数を合計し、その合計点が最も少ない応募者を受託候補者とする。

ウ 第1位が複数団体あった場合は、各委員の採点の合計点を合計し、最も高得点の応募者を受託候補者とする。また、最も高得点の応募者が複数ある場合は、各委員の投票により受託候補者を選定する。

エ 1法人のみの応募となった場合は、委員の過半数が6割以上の評価点かつ、委員全員の評価点の合計が6割以上となった場合に受託候補者とする。

(5) その他

応募者による提案内容説明及び質疑は公開とし、審査及び選定は非公開とする。また、講評は行わない。

3 通知及び公表

(1) 選定部会の審査結果に基づき、県が受託者を選定する。

(2) 審査結果は、書類審査を通過したすべての団体に通知するとともに、報道機関への資料提供と県ホームページへの掲載により公表する。

書 類 審 査 表

ふじのくにNPO活動センター
 応募業務 ふじのくに東部NPO活動センター 運營業務
 (該当するセンターの□をチェックする。)

応募者

審 査 項 目		判 定
応募資格 ※全てに該当する必要あり	1	非営利法人、又は非営利法人のみを構成員とした連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
	2	法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。
	3	今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。
	4	原則として、常勤職員の雇用実績があること。
	5	NPOの活動を支援する事業（以下、「中間支援事業」という。）の実績があること。
	6	労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する予定があること。 ※1 県内に事務所又は事業所を有しない法人については、県内在住者を職員として雇用すること。 ※2 コンソーシアムにあつては、構成員の一部が県内に事務所又は事業所を有すること。
欠格事項 ※全てに該当しない必要あり	1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
	2	静岡県から指名停止措置を受けている者
	3	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない者
	4	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
	6	特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者
	7	静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定部会の委員と法人運営において密接な関係のある者
応募書類	8	応募書類は整っている。（所定様式、原本1部、副本8部）
総 合 判 定		
備 考	コンソーシアム申請の場合はその旨を記載する	

評価項目	評価の着眼点	配点		評価				
		総合 拠点	東部 拠点	A	B	C	D	
団体概要	法人の活動ミッション及び活動計画が、活動センター業務に適しているか。	4	4	4	3	2	1	
	応募目的が活動センターの運営業務に適しているか。	4	4	4	3	2	1	
事業計画	特定の分野及び地域に特化した事業計画となっていないか。	4	4	4	3	2	1	
	効果的で効率的な事業計画であるか。	4	4	4	3	2	1	
	自法人の強みや中間支援の実績等を活かした内容であるか。	4	4	4	3	2	1	
	以下の事業について、効果的な創意工夫がなされているか。							
	情報発信	【総合拠点】 若者への社会貢献活動の普及啓発 (実施内容、実施方法、成果目標、他の啓発メニューとの相乗効果等)	4	/	4	3	2	1
		【共通】 NPOが実施する社会貢献活動の体験機会の提供 (実施内容、実施方法、成果目標、他の啓発メニューとの相乗効果等)	4	4	4	3	2	1
	人材育成	【総合拠点】 中間支援スタッフ集合研修 (研修内容、開催方法、成果目標等)	4	/	4	3	2	1
		【総合拠点】 市町センターOJT研修 (研修内容、開催方法、成果目標等)	4	/	4	3	2	1
	市町の補完	【共通】 NPOの基盤強化につながるセミナー (テーマ、開催方法、成果目標等)	4	4	4	3	2	1
		【共通】 認定等の取得に係るコンサルティング (実施内容、実施方法、成果目標等)	4	4	4	3	2	1
		【東部】 伊豆地域における市民活動関係者のネットワーク形成 (構成員間の交流促進、情報発信の基盤づくり)	/	4	4	3	2	1
	その他の事項に関する創意工夫について、効果的な提案がなされているか。		4	4	4	3	2	1
	収支予算書が適切な配分となっているか。		4	4	4	3	2	1
	運営体制	事業計画を確実に運営できる体制となっているか。	4	4	4	3	2	1
広域的に機動性のある活動を展開することが可能であるか。		4	4	4	3	2	1	
総合	センター設置目的達成に資する提案であるか。	8	8	8	6	4	2	
計		68	60					
順位								

【評価レベル】 A：優れている(適している)、B：やや優れている、C：やや劣っている、D：劣っている(適していない)